

# 中之条町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日

中之条町長  
中之条町議会議長  
中之条町選挙管理委員会  
中之条町代表監査委員  
中之条町公平委員会  
中之条町農業委員会  
中之条町教育委員会

## 1 はじめに

平成27年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立しました。この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、作られました。

国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければなりません。

このような考え方から、国や地方公共団体等を「特定事業主」と定め、女性の採用・登用の拡大や仕事と生活の調和の推進に積極的に取り組むための計画（特定事業主行動計画）を策定するよう求めています。

## 2 計画の位置づけ

中之条町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、中之条町長、中之条町議会議長、中之条町選挙管理委員会、中之条町代表監査委員、中之条町公平委員会、中之条町農業委員会、中之条町教育委員会が策定する特定事業主行動計画です。

## 3 計画の期間

法は平成37年度までの時限立法ですが、今回の計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。

## 4 計画の推進体制

中之条町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため中之条町行動計画策定・推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしています。

## 5 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、中之条町長、中之条町議会議長、中之条町選挙管理委員会、中之条町代表監査委員、中之条町公平委員会、中之条町農業委員会、中之条町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

なお、この目標は、各事業主において共通する女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、各事業主において共通した最も大きな課題に対応するものから順に掲げています。

- ・ 平成 32 年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を平成 26 年度の実績（7.4%）より 2.6%以上引き上げ、10.0%以上にします。
- ・ 平成 32 年度までに、本庁係長相当職（管理職を除く）以上の女性職員の割合を、少なくとも平成 26 年度の実績（31.7%）より 3.3%以上引き上げ、35.0%以上にします。
- ・ 平成 32 年度までに、職員の年次休暇の平均取得日数を、平成 26 年度の実績（9.1 日）より 1 割以上引き上げ、10 日以上にします。
- ・ 平成 32 年度までに、職員の平均時間外勤務時間を、平成 26 年度の実績（月 10 時間）から 1 割以上縮減し、月 9 時間以下にします。

## 6 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

5 で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、各事業主において共通する女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、各事業主において共通した最も大きな課題に対応するものから順に掲げています。

- ・ 平成 28 年度より、女性職員を多様なポストに積極的に配置します。
- ・ 平成 28 年度より、女性職員を対象とする研修（自治大学校、市町村アカデミー等）への参加を推進します。
- ・ 平成 28 年度より、人事異動により適正な人員配置や各所属において、各職員の業務量の平準化など効率的な業務を図るとともに、安易に時間外勤務が行われることがないように、管理職を始めとする職員全体で縮減の重要性について更に認識するための意識啓発を行います。
- ・ 平成 28 年度より、年次休暇の取得を促進するために、各所属において計画的な年次休暇の取得推進と職場全体で取得しやすい環境となるよう意識啓発を図ります。